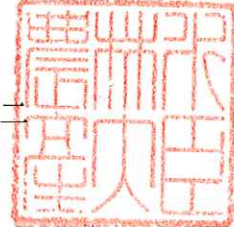


29消安第1402号
平成29年6月13日

食品安全委員会
委員長 佐藤 洋 殿

農林水産大臣 山本 有二



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第5号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第3条第1項の規定に基づき定められた飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省第35号）別表第2中「8 各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準」の（112）サリノマイシンナトリウムのサリノマイシンナトリウム（その2）の「ア 製造用原体（その1）」の「（ア）成分規格」及び「（イ）製造の方法の基準」について、軽質無水ケイ酸の他にケイ酸及び無水ケイ酸を使用できるようにするとともに、それらの添加上限を変更し、成分規格のうち強熱残分及び粗脂肪の値を変更すること。

